

# 神奈川県との意見交換会要録

日 時

平成 31 年 2 月 20 日 13 時 45 分～15 時

出席者

神 奈 川 県:大澤靖史障害サービス担当課長、堀口氏、中村氏、岸氏の4氏  
神奈川施保連:大矢、金子、岩本、嶋田、内田、杉山昌

冒頭金子副会長から事前に提出した以下の質問事項について説明。意見交換を行った。

## 1. 県内における入所施設待機者と、これへの対応策について

県内における入所施設待機者数について、どのように把握されているのでしょうか。私どもは障害の程度・態様さらにはライフステージに応じて、入所施設での支援がどうしても必要な人がいると考えていますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

## 2. 地域生活移行の推進に伴う問題とその対応策について

私どもは地域生活移行の推進そのものを否定する考えはありませんが、それを円滑に進めるうえで、次のような問題があると考えています。これらについてどのようにお考えでしょうか。

### (1)グループホームに支援体制について

現在のグループホームにおける支援体制は、夜間の支援者配置が全くないケースや、「世話人」任せになっているケースがあるように見受けられます。今後、障害程度の重い人の地域生活移行を進める場合、体制の充実が求められると考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

### (2)「世話人」の呼称について

各グループホームでは「世話人」の確保が難しい現状にあります。その対策の一案として、法人によってはその呼称を「ホーム支援員」としている場合がありますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

### (3)グループホームへの移行は「往復切符」とすることについて

グループホームへ移行した人の場合、高齢化や病弱化の進行に伴って、グループホームでの生活が困難となることが当然想定されます。その場合は、再度入所施設を利用できるようにする(片道切符ではなく往復切符にする)必要があると思われませんが、これについてどのようにお考えでしょうか。

### (4)入所施設の短期入所枠の拡大について

グループホームの利用者が増加するのに伴い、利用者の状態の変化によって、入所施設の一時的な利用(短期入所)が増えることが考えられますが、他方で短期入所枠の不足が指摘されています。これについてどのようにお考えでしょうか。

## 大澤担当課長

待機者に関しては毎年度、市町村調査をしているが、H29年度では370名(政令市・横須賀市を除く)ということである。370名の中で喫緊に入所が必要な数までは把握できておらず、370名の中には将来を見据えて今から施設入所を希望しておくという人数も入っている。

障害者サービスも措置時代から比べると、この15年の間に、大幅に増え、平成18年度の障害者自立支援法施行後、ホームヘルプのサービスは2倍以上、通所のサービス量は16倍に増加しており、特別支援学校在学中から、卒業後も在宅で通所サービスを利用するなどの機会が増え、後年親の高齢化などによって入所施設を希望される方も増えてきているなど、入所のタイミングが変化してきている。それまでの間、370名の在宅をどのように支えていくかが課題と考えている。

現在は大規模施設から小規模施設へという議論があり、過去には、宮城県の施設解体論などがあったが、県としては24時間のサービスを提供する入所施設を全くなくすことは考えておらず、一定程度必要と考えている。入所施設を必要とするタイミングや、必要としている人の状態像は変わるかも知れないが、在宅サービスが充実しても、セフティーネットとして24時間365日サービスを提供できる入所施設は、必要とする対象者に対してしっかり保障し、支える必要はあるだろうと認識している。

地域移行を進めるという目標の中で一定利用者数の縮減はして行くが、加速化させるとか無くしてしまうとは考えていない。370名と言う数字をしっかり捉えてどう安心できる体制を作っていくかが課題である。

大矢会長:入所施設を本当に必要としている待機者が何人いるかをきちんと把握していただきたい。私たちが考えている待機者とは24時間を通しての支援が必要な人を想定している。

#### 大澤担当課長

現実に入所を希望しているが入所できないという声を聞くが、現状はどうか。

金子副会長:入所の待機に関しては、恵和では1名の枠に対して30~40名の希望者がいる。1施設5名以下なら施設で選考できるがそれ以上になると横浜市が関与する。どうしても部外者より通所関係者が選考される場合が多いのではないかと。

大矢会長:国が地域移行を促進しているが、入所施設を必要としている利用者が多数いることも現実である。また、最近入所施設の老朽化が進んでいるが、どのようにお考えか。

#### 大澤担当課長

県内では約5,000人の入所施設の利用枠があり、その中で平成32年度末までに地域移行する方の目標値は約10%として470~500人の枠が空き、新たにそこに待機者が入所するといった、入所者を循環させて行くことを考えており、新たに入所施設を整備することは想定していない。

今ある5,000人の枠を持続させていくかと言うことについては、現存する老朽化した施設は、改修では、今の面積基準に合わせていくのが困難であるので、建替が必要となる場合もある。

老朽化対策に関しては、コンクリート構造の躯体そのものは50年、60年もつものであるが、中の配管、内装などはもたない。

障害福祉施設の場合、そのような法人のニーズ応じた助成に関してメニューはあるが、建替をすれば、一定の借入金を背負うことになるので、法人は30年、40年先までの長期の資金計画が必要となる。国庫補助を受けた場合、法人の借入金の償還金の補助等メニューはあるが、あくまで予算措置が必要なので、法人の財政状況、事業の成熟度などを判断させてもらっている。

老朽化対策は目の前の課題であると考えている。ここ数年はないが、建替の要望がこれから増えていくものと考えている。これから、調査していきたい。

嶋田 PJ 担当:入所施設の建て替えが問題となると思われるが、グループホームを国は 20 名までは良いとしている。このことについて神奈川県のお考えはどうか。

#### 大澤担当課長

以前、平成 13 年から 21 年まで、障害福祉課に 8 年間勤務していたが、支援制度がはじまり契約制度になり、一般企業や、NPO 法人が障害福祉の分野にも参入してきた。

当時のグループホームは、利用者は 7 人が限度で、もともと、グループホーム発足時は就労条件があり、知的障害の方が就労し、年金とセットで生活保護を受けないで自立出来る方々を受け入れていた。軽度の方でかつ 7 人までというシェアハウスのような感じだった。その後障害福祉計画が始まり、大規模施設からの地域移行という流れの中で、その受け皿がグループホームである。入居される方は、ケアサービスをセットで受けるような方々であり、そういうグループホームが必要になって来ているのだと言うのが、障害福祉課に戻ってきて感じる印象だ。

重度の方を受け入れるためには、一定程度スケールメリットがないと運営が難しいと言うこともある。20 人単位というグループホームも考えられるが、県ではまだ 1 カ所。

嶋田 PJ 担当:それではまるで入所施設ではないか。言葉は悪いが国は入所施設の新設はしないが、逃げ道みたいなものを作っているのではないか。入所施設を作るより国の負担が軽く済むのではないかと勘ぐってしまう。そこが一つの問題点ではないかと考えている。

#### 大澤担当課長

20 人のグループホームや、日中もグループホームの中で支援するなど、以前無かったような形態のグループホームについても、いったんは、国の基準として受け止めて行こうと思っているが、あまりそれに偏るとか、問題が出てくれば利用者の立場に立って考えていかなければならないと思っている。

嶋田 PJ 担当:最近、グループホームを開設したのでどうぞというような知らせが多く目につくが、一つの商売のような感じで、本当に支援体制がきちんとしているか心配である。

#### 大澤担当課長

今新しい施設を作らなくなったので、いろんな事業者が知恵を絞って開所していくグループホームはこれから増えていくものと考えている。

昔は社会福祉法人が中心だったが、近年は、NPO 法人とか株式会社とかが参入してきているので、支援の質の担保や技術指導などについては、申請の時の指導などを通して目を光らせていきたい。

嶋田 PJ 担当:すぎな会では GH は 10 カ所以上あるが、土地を持っている地主さんに建ててもらい、20 年は間違いなく借用しますという契約をして GH を運営している。そうすると、GH の支援体制が高齢化に対応出来るような建築になっているか心配である。車椅子利用者に対して支援出来るかどうか心配である。

#### 大澤担当課長

現在 GH は介護面では特に仕様が決まって無く、今までは見守りや側面的支援だけで良いという利用者が対象であったので、バリアフリーでなくても生活できたが、これからはバリアフリーの

風呂、トイレの構造が必要になる場合もある。現時点ではそのような施設設備の基準はないが、重度の方、重心の方の特別仕様の GH を作っている法人もあり、すべての GH で一律にバリアフリーというよりは GH ごとに、利用者に合わせた視点が必要になってくると考える。

これからは利用される方の権利擁護などの面からチェックする必要が出てくると考えている。

金子副会長: 恵和は 19 箇所 GH があるが、スタートは軽度の障害者のみで、就労している方もいるが、後発の GH は様々な重度の利用者に合わせて、恵和では 5 人の利用者に 2 名の支援員を配置している。そのような支援体制を取れるように、指定するにあたっては利用者が安心安全な生活が出来るようにハード面のチェック、支援体制のチェックなどしっかり行って欲しい。株式会社や NPO 法人が経営する GH には不安がある。

#### 大澤担当課長

GH はかつて共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)とに別れていたが、今は一緒になっている。風呂やトイレの仕様については、利用者が将来身体的な支援が必要になるといったことまでは考えておらず、その時になったら対応するというのが実情である。

今後は利用者に応じた支援が出来るように指導していきたい。

金子副会長: 家族の中には GH の支援に不安があり、また、支援の実態について理解していないために入所施設を希望している場合が多い。GH の支援に対して理解を深める努力をしなければ地域移行が進展しない。国の 20 名 GH はなんら入所施設と変わらないのではないかと。

#### 大澤担当課長

GH のサービス体制に対する現在の水準に関して理解を深めていけば、地域移行に関しても理解を得られるのではないかと考えている。

大矢会長: 新規参入の GH の経営者に対するチェックをどのようにされているのか、”儲けがなければ止めてしまう“では困る。

#### 大澤担当課長

高齢の分野では、住宅型の有料老人ホームが増えており、主に会社組織が経営している。見かけは GH と変わらない。リビングがあって、個人専用の部屋がある 20 名くらいの建物が増えている。そのサービスが社会福祉法人の経営するものに比べて質が低いかと言えばそうでもないところもある。問題になっている虐待なども、社会福祉法人の場合もあればその他の民間法人の施設の場合もある。必ずしも会社組織がやっているから質が低いとは認識していない。監査という視点では全ての施設は同じである。

GH の世話人の点では、制度発足時の世話人は一人で朝食を作り、掃除をして夕食を作って帰るのが一般的だったと思うが、地域移行が進み重度の方が入居してくるとか夜間の見守りが必要な方がおり、夜勤職員を置くようになってきた。夜勤職員を置けば報酬が出る仕組みになってきた。

夜勤職員を置いている GH が 4~5 割で、2 割程度が宿直で、残りの 3~4 割が世話人だけという体制でオンコール(緊急連絡)だけを確保している。しかし、徐々に利用者の状態に応じて夜勤を配置しているところも増えてきている。心配されている世話人だけでやっている訳では無くな

ってきている。

金子副会長:4~5割が夜勤職員と言うことだが、複数なのか一人なのか？

#### 大澤担当課長

夜勤職員を配置していれば1名に対しての報酬がある。宿直は寝ても良いが夜勤は勤務である。夜勤として把握しているのは先ほどは4~5割と言ったが具体的には46%。GHの形態が様々で、標準化することはできない。

嶋田PJ担当:すぎな会の場合は、世話人、夜勤職員を配置しているが、全体では赤字であり、この点を改善しなければ地域移行は進まない。

#### 大澤担当課長

世話人の確保の面では給与面、待遇面、社会的な認知度等を高めていかなければならないと考えている。

嶋田PJ担当:すぎな会では“ホーム支援員”という名称であるがそれでも集まらない。

金子副会長:GHを2つ建設した。そのうちの一つは新築であるが、世話人が集まらない。

杉山総務:現在のGHで生活するためには、希望者の障害の程度が軽いか重いかではなく、他の利用者に危害を加えたり、無断外出など、現在の支援体制で支援できるかどうかであり、利用者の状態が、GHで引き受けてくれるかどうかにかかっている。さらに最も心配な点は、病弱化、高齢化により、GHで支援が困難になった場合に入所施設への再入所が出来るかどうかである。往復切符かどうかである。

#### 大澤担当課長

この点については10年前にはあまり言われてなかった問題で、地域移行を進めるからこそ生じる課題。

その局面を迎えたときに制度的にそれをしっかり受け入れる安心感があれば、将来に対する不安は多少なりとも解消するのではないかと思う。いわゆる往復切符というのは制度的に考えていかなければならない問題と考えている。

施設は定員に余裕を持って運営しているところは少ないので、すぐにGHから戻れる訳ではなく不安だと思うが、施設から関連のGHに出たときは、施設側で日頃の見守りもするし、何かあったときにはいずれ戻ってくるものと想定しながら地域移行を進めていると承知している。

その時に定員を超えても良いかどうか、運用上の相談を受けることがあるが、受け入れたときに住環境がどうなるかを想定しながら入退所の調整をしていく必要があると考える。

大矢会長:GHに移行した後に、介護保険が適用されると、再び障害福祉サービスを受けられなくなるのではないかと言う問題があり、制度的には難しいのではないかと。

**大澤担当課長**

一旦、介護保険サービスを利用したら、介護サービスの利用を継続することに臨機応変に対応することになるだろう。

大矢会長:このことについてはこれから大きな問題になってくると思われる。

嶋田 PJ 担当:GH に行くときには入所施設に戻すと言っているが、その場合は短期入所枠を使うと言っているようだが、短期入所枠は今後どうなるのか。

**大澤担当課長**

短期入所枠は県所管で平成 26 年には 308 ベッドだったが平成 31 年 2 月現在 384 ベッドで、80 ぐらい増えている。地域移行を進めて行くためには短期入所枠は欠かせないと承知している。短期入所サービスの拡充を図っていきたい。

384 ベッドは短期入所専用なので、これとは別に、入所枠に一人でも空きがあった場合にその枠を使って短期入所も出来る。それを含めると、更に増える。また、入所施設の新設が出来ないので、通所施設に短期入所のベッドを確保している。それを民間事業所にもやってもらっている。短期入所を引き受けてもらっている間は、ケアの職員を配置している。

金子副会長:横浜も 1~2 名の短期入所施設を持っている施設はある。ただしそれは夕方 5 時から 6 時から翌日の朝 8 時から 9 時まで。1 泊のみ。ただかなり前から申し込む必要がある。

**大澤担当課長**

短期入所の現状はどうか。

金子副会長:各施設では枠の取り合いで、かなり前から申し込まなければ利用できない状況である。利用者はいくつか探して申し込んでいるのが現状。緊急の場合はむげに断れず施設も対応に苦慮している。

大矢会長:予定の時間になりました。今日はこのような機会を頂きまして有り難うございました。

**大澤担当課長**

このような機会は大切だと思っており、参考になりますので何かあれば連絡いただきたいと思う。

以上

文責 総務部会 杉山昌明